

事務連絡
令和2年10月9日

公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障がい者スポーツ協会 御中
公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課

東京大会・北京大会に向けた日本人選手及び選手関係者における「帰国後14日間待機」に対する条件付き緩和措置について（周知）

このたび、関係省庁との協議の結果、各競技団体がスポーツ庁に対して事前に別添「帰国14日間の活動計画書」を提出し、別紙の防疫措置を各競技団体の責任で厳守させるとの条件の下、海外での国際大会等からの「帰国後14日間待機」の期間に、コンディション・能力維持のための練習を認めることとしましたので、周知します。

記

1. 対象者

- (1) JOCの強化指定選手（冬季競技含む）
- (2) JPCの強化指定選手及びパラリンピック大会への出場可能性があるものとし、JPCが指定した選手（冬季競技含む）
- (3) 上記(1)(2)の関係者（※）
※関係者：指導者（監督、コーチ）、トレーナー、練習パートナー、キャディ、スタッフ、ドクター、その他選手の練習のために不可欠な者

2. 留意事項

- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会及び北京オリンピック・パラリンピック競技大会の出場枠獲得のための国際大会に限らず、強化目的の国際大会や遠征（合宿）のための出国においても緩和措置の対象とすること。
- 他者との濃厚接触を伴う練習については、各競技団体が感染症に関する専門家等の意見を踏まえ、それぞれの競技特性に応じたガイドラインを作成し、これに基づいて行うこと。
- 競技団体は、統括団体（JOC、JPC）を通して、スポーツ庁に別添「帰国後14日間の活動計画書」を事前（原則、日本出国前）に提出すること。

<本件情報提供に関する問い合わせ先>

スポーツ庁オリンピック・パラリンピック課（担当：安齋、濱田）

電話 03-6734-3954

E-mail oripara@mext.go.jp

競技団体及び帰国者が厳守する条件

以下の条件の実施、把握、確認を競技団体の責任で行う。

1. 新型コロナウイルス検査

●入国拒否対象国・地域から帰国する場合、帰国時に新型コロナウイルス検査を受け、その結果が出るまで、検疫所長が指示した待機場所に留まり、他の者と接触しないこと（入国拒否国・地域に15日以上滞在して帰国する場合、現地出発前72時間以内に新型コロナウイルス検査を受け検査証明を取得すること）

●非入国拒否対象国・地域から帰国する場合、現地出発前72時間以内に新型コロナウイルス検査を受け検査証明を取得すること、又は、帰国後速やかに競技団体が手配した新型コロナウイルス検査を実施すること（検査結果が出るまでの間は緩和措置の対象とならない）

2. アプリ等の導入

●接触確認アプリ（COCOA）を導入すること

●帰国後14日間は毎日検温等の健康フォローアップを行うこと、また、入国拒否対象国・地域から帰国した場合は、LINEアプリを通じて保健所に健康状態の報告を行うこと

●携行するスマートフォンの地図アプリ機能等を利用した位置情報の保存を開始し、帰国後14日間、位置情報を保存すること

3. 帰国後14日間の行動範囲の限定等

●移動は公共交通機関を使用しないこと

●宿泊場所は、自宅または競技団体が手配したホテルに限ること（合宿所など食堂、トイレ、風呂など共同で使用する宿泊施設の利用は禁止）

●外出は上記宿泊場所と練習場所の往復に限ること、練習場所は事前に登録し、それ以外での練習は認めないこと

●接触者の氏名、接触した時間の記録をすること

●他者との濃厚接触を伴う練習については、競技団体が作成したガイドラインに基づいて行うこと

●競技団体が事前に指定したコーチやトレーナー等の練習に必要な最低限の関係者に限り練習への同行を認めること

●練習場所のシャワー室、更衣室等の共有施設は使用しないこと（但し、他者との使用時間を分けた上で該当帰国者の使用後に消毒を行う場合や該当帰国者の専用施設がある場合に限り使用を許可する）

●ソーシャルディスタンスを確保すること、手指の消毒または手洗いを実施すること

●マスクを着用すること（練習時及び屋外で他者との間隔が十分確保されている場合や、周囲に人がいない場合は除外）